

1. 施設整備計画の名称

橋本市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成30年度（3年間）

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

応其小学校の校舎について、建築後40年以上経過し老朽化が著しいため、長寿命化改良事業を実施し、長寿命化を図る。
学文路小学校の校舎および屋内運動場について、老朽化しているので、大規模改造(老朽)事業を実施し、教育環境の改善を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

応其小学校の屋内運動場について、非構造部材(外壁)改修を実施し、防災機能の強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

橋本学校給食センターの老朽化および給食内容の充実化に伴い、橋本学校給食センターと高野口学校給食センターの2つの共同調理場を統合し、(仮称)橋本市学校給食センターを新たに整備する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		15 校
中学校		5 校
義務教育学校		- 校
中等教育学校(前期課程)		- 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		- 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		5 園
幼保連携型認定こども園		- 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		- 校
教員及び職員のための住宅		- 戸
学校給食施設	単独校調理場	- 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	- 箇所
	社会体育施設	- 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※ ¹	無し	平成33年3月(予定)
国土強靱化地域計画※ ²	無し	未定

※¹ インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※² 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。